

健康

後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶ 問い合わせ 健康課 ☎73-3014 県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866

高額医療・高額介護合算療養費の支給

医療と介護両方の負担が長期にわたって継続的に重複している世帯にとっては、家計の負担は軽くありません。このような場合の負担の軽減を図るために設けられたのが、高額医療・高額介護合算療養費制度です。この制度では、世帯内の同一の医療保険の加入者について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が自己負担限度額（年額）を超えた場合、申請によって限度額を超えた金額が支給されます。

所得区分	対象者	自己負担限度額（年額） 8月1日～翌年7月31日の合計
現役並み	現役Ⅲ 課税所得690万円以上の人	212万円
	現役Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満の人	141万円
	現役Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満の人	67万円
一般	自己負担割合「1割」で、区分Ⅰ、区分Ⅱのいずれにも該当しない人	56万円
区分Ⅱ	同じ世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人	31万円
区分Ⅰ	同じ世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員が所得0円、または老齢福祉年金受給者の人（年金の所得は、控除額を80万円として計算）	19万円

※自己負担額から限度額を差し引いた額が501円以上の場合に限り支給されます。
※対象と見込まれる人には、申請書を2月末頃に発送予定です。

申請に必要なもの

- ・被保険者証（後期高齢者医療と介護保険の両方）
- ・振込口座の分かるもの（被保険者本人以外の口座への振り込みは委任状が必要）
- ※年齢到達・転居などにより医療・介護の保険者が変更となった場合、前保険者の発行した自己負担額証明書が必要となる場合があります。



申請先 健康課、各支所

葬祭費を支給しています

被保険者が亡くなったときには、葬祭を行った人に葬祭費を支給していますので、早めに支給申請をしましょう。
※葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

- ・葬祭を行った人の氏名を確認できる書類（会葬礼状、火葬許可証など）
- ・葬祭を行った人の預金通帳など口座番号と名義の確認ができるもの
- ※葬祭を行った人以外の申請・受領の場合には委任状が必要です。



申請先 健康課、各支所

医療費通知（医療費のお知らせ）を送付しました

医療費通知は、被保険者の皆さんに健康に対する理解を深めてもらい、医療機関の名称や通院（入院）日数、医療費総額や自己負担相当額などを記載することで、重複受診の抑制など医療保険の健全な運営を図ることを目的として発送しています。

1月末発送の医療費通知には、データ処理時期の都合上、令和3年11月以降の診療分は記載されませんので、領収書などでご確認ください。また、保険対象外の診療分、医療機関からの請求遅れなどの理由により一部記載されない場合があります。

※医療費通知の再発行はできませんので、領収書と一緒に大切に保管してください。

募集

市営住宅の入居者を募集します

▶ 申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。
対象者
次の条件を全て満たす人
・現に住宅に困窮していることが明らかでない人
・同居の親族または同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）
※一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。
・市町村税などを滞納していない人
・世帯の月額所得が基準の範囲内であること
・申込者または同居親族が暴力団員でないこと
入居予定時期 3月中旬
必要書類
・申込書および申立書など（建築住宅課、各支所にあります）
・入居予定者全員の住民票
・所得証明書（学生を除く15歳以上の人）
・完納証明書（申込者のみ）
提出先
建築住宅課（郵送不可）
申込書配布・受付期間
2月1日（火）～15日（火）
午前8時30分～午後5時
※土日、祝日を除く



団地名（所在）	棟号室	間取り・構造	建設年度	使用料 ※入居する人の所得に応じて決定します	駐車場 使用料	共益費
定住促進住宅 高瀬中央 (高瀬町比地中)	1-402	3DK 中層耐火5階建 水洗トイレ	平成10年度	14,000円～22,000円	1台につき 2,000円	3,000円
	2-302	3DK 中層耐火5階建 水洗トイレ		17,000円～25,000円		

※エレベーター無し
※定住促進住宅高瀬中央は、市外の人でも申し込みが可能です。

健康

2月末までに受けましょう
子宮頸がん・乳がん検診

▶ 問い合わせ 健康課 ☎73-3014

子宮頸がん検診・乳がん検診は、2月末まで実施医療機関で受診ができます。受診を希望する人は、医療機関用の受診票が必要です。
令和4年4月1日時点の年齢が、21歳と35歳の人には子宮頸がん検診の無料クーポンを、同じく40歳の人には乳がん検診の無料クーポンを昨年5月下旬に送付しています。
無料クーポンを紛失した場合は再発行できませんので、健康課までご連絡ください。



健康

高齢者用肺炎球菌ワクチン
予防接種（定期接種）

▶ 問い合わせ 健康課 ☎73-3014

今年度の対象者
*過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の予防接種を受けたことのある人は除きます

65歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生
70歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生
75歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生
80歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生
85歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
90歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
95歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生
100歳	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生

令和3年度高齢者用肺炎球菌予防接種（定期接種）の接種期限は、3月31日までです。
対象者には、ピンク色の予診票を送付しています。接種を希望する人は医師と相談し、期限内に接種しましょう。